

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業

STM 様式集

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成金申請書

平成 年 月 日

新長田まちづくり株式会社 様

申 請 者
住 所

名 称
代表者職氏名

電 話 番 号 () -

印

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成金を申請します。

記

1 助成金の対象となる工事

着手予定日 平成 年 月 日

完了予定日 平成 年 月 日

2 同時に提出する書類

出店計画書 (STM 様式第 2 号)

3 添付書類

助成金の対象となる工事の相見積書 3 通

(いずれも直近 3 カ月以内のもの・一式表示不可)

内装・設備施工図面、備品のカタログ等

個人の場合は住民票 (外国人登録済証明書)、法人の場合は履歴事項全部証明書

(いずれも直近 3 カ月以内のもの)

出 店 計 画 書

申請者 _____

お手数ですが、可能な範囲でご記入いただき、助成金申請書に添えてご提出ください。

1 事業内容など

業種（詳しく）			
賃 貸 物 件	神戸市長田区		
面 積	m ²	出店予定時期	平成 年 月 日
動 機			
経 歴			
取扱いの商品・サービス			
セールスポイント			

2 ご予定の販売先・仕入先

販売先		仕入先	
-----	--	-----	--

3 必要な資金と調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、機械、備品、車両など (内訳) 敷金 内装工事	万円	自己資金	万円
			親、兄弟、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳)	万円		
合計		万円	合計	万円

4 出店後の見通し（月平均）

		出店当初	軌道に乗った後 (年月頃)	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算された 根拠をご記入ください。
売上	売上高①	万円	万円	<当初>
	売上原価② (仕入高)	万円	万円	
経費	人件費 ^(注)	万円	万円	<軌道に乗った後>
	家賃 管理費	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計③	万円	万円	
利益①-②-③		万円	万円	(注)個人営業の場合、事業主の分は含めません。

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成認定書

第 号
平成 年 月 日

(認定事業者名) 様

新長田まちづくり株式会社
代表取締役社長 宍田 正幸 印

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成金申請を審査した結果、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

【認 定 額】 金 円

【留意事項】

- ① 工事完了しだい下記の書類を揃えて新長田まちづくり(株)の窓口へ提出してください。
<提出書類>
 - 工事完了報告書 (STM 様式第 6 号)
 - 助成金請求書 (STM 様式第 7 号)
 - 取得財産等管理台帳 (STM 様式第 8 号)<添付書類>
 - 工事作業状況・工事後の写真 (日付入各 3 枚程度)
 - 助成金の対象となる工事請負契約書のコピー
 - 助成金の対象となる工事代金の請求書コピー
 - 助成金の対象となる工事代金支払を証する口座振込書の原本提示とコピー提出
※ 領収書不可。必ず口座振込で支払ってください。
 - 賃貸借契約書のコピー
 - 許認可業種にあっては許認可証 (届出等) のコピー
- ② 助成認定後、計画変更等によって助成の対象となる工事内容や金額に変更が生じた場合、速やかに変更後の助成金の対象となる工事の見積書を添付して「助成認定内容変更届 (STM 様式第 4 号)」を提出して下さい。届出に対し、助成認定内容変更承認通知書 (STM 様式第 5 号) を発行します。内容によっては、助成金額が変更になったり、認定そのものを取り消させていただくことがありますのでご了承ください。
- ③ 不適切な助成金申請、その他申請条件への違反等の事情が助成金交付後に判明した場合には、既に交付した助成金の返還を求めますのでご了承ください。

STM 様式第 4 号

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成認定内容変更届

平成 年 月 日

新長田まちづくり株式会社 様

団 体 名 称

代表者職氏名

印

電 話 番 号 () -

平成 年 月 日付け第 号で助成認定のあった助成対象工事について、下記のとおり内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

変更後の助成金の対象となる工事の見積書

変更請負契約書のコピー

STM 様式第 5 号

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成認定内容変更承認通知書

第 号
平成 年 月 日

(認定事業者名) 様

新長田まちづくり株式会社
代表取締役社長 宍田 正幸 印

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成認定内容の変更について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

1. 変更承認内容

2. 変更後の認定額 金 円

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 工事完了報告書

平成 年 月 日

新長田まちづくり株式会社 様

認定事業者

住所

名称

代表者職氏名

印

電話番号 () -

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業で、助成金の対象として認定を受けた工事が完了しましたのでその実績を報告します。

記

1 助成金の対象となる工事

着手年月日 平成 年 月 日

完了年月日 平成 年 月 日

2 同時に提出する書類

助成金請求書（様式第 7 号）

3 添付書類

工事作業状況・工事後の写真（日付入各 3 枚程度）

助成金の対象となる工事請負契約書のコピー

助成金の対象となる工事代金の請求書コピー

助成金の対象となる工事代金支払を証する口座振込書のコピー

※ 領収書コピー不可

賃貸借契約書のコピー

許認可業種にあっては許認可証（届出等）のコピー

助 成 金 請 求 書

金 円也

ただし、復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 助成金

上記のとおり、助成金を精算払によって交付されたく請求します。

平成 年 月 日

新長田まちづくり株式会社 様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

<助成金の振込口座>

種別		1 普通 2 当座	口座 番号								銀行 金庫 組 合								本 店 支 店 出張所
											金融機関 コード								支 店 コード
(カタカナ) 口座名義人																			

誓 約 書

私は、今回の助成金申請および請求にあたり一切の違反等の行為を行っておりません。
もし、違反等の事実が判明した場合には、交付を受けた助成金をただちに返還することを誓約いたします。

平成 年 月 日

新長田まちづくり株式会社 様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

1. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
2. 取得年月日は、検収年月日を記載してください。
3. 取得財産等を耐用年数期間内に処分する場合は、「取得財産等の処分承認申請書(様式第 9 号)」を提出してください。

※耐用年数期間内に処分する場合は、助成金の全額又は一部返還を求められる場合がありますので注意してください。

STM 様式第 9 号

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業助成金に係る
取得財産等の処分承認申請書

平成 年 月 日

新長田まちづくり株式会社 様

助成金交付事業者

住所

名称

代表者職氏名

印

電話番号 () -

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業助成金により取得した財産等を、下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

2. 処分理由

付帯設備設置費を含めて申請される方へ

1. 付帯設備設置費の範囲について

①対象となる付帯設備設置費

施設・設備等の整備・設置等にて取得した物品で、資産計上して管理する物品（有形固定資産）が対象となります。したがって、ソフトウェア等無形減価償却資産は対象外となります。

②資産計上して管理する物品

通常、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものは、その取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費としています。この場合、資産計上しないこととなりますので、原則として使用可能期間が1年以上かつ取得価格が10万円以上（消費税等除く）の物品を対象とします。

③例外措置

単品が少額資産であっても複数の組み合わせで独立した機能を有する場合、個々の単品ではなく総体で減価償却資産として取り扱うケースがあります。また、単品が少額資産であっても同種物品を一定数量揃えることによって事業目的達成が可能となるケースがあります。

このような場合も、使用可能期間が1年以上かつ総額が10万円以上（消費税等除く）であれば、資産計上して管理することを条件に対象設備として認定します。（審査委員会の承認）

※事例 ○ソファセット ○喫茶店・塾等の机・イスセット

2. 助成限度額

1事業所当たり4,000千円 かつ m²当たりの下記の単価を上限とします。なお、助成金額の認定にあたっては1,000円未満の端数は切り捨てます。

物販・事務所仕様＝60,000円/m²

飲食仕様等で特別な設備が必要な場合＝100,000円/m²

※上記限度額は、内装工事と付帯設備設置費の合算額を対象に算定します。

3. 申請時・報告時の留意点

<申請時>

付帯設備設置費については、カタログ等物品の内容が分かるものを添付して下さい。

<報告時>

通常の報告書類に加えて「取得財産等管理台帳（STM 様式 8 号）」を必ず提出していただきます。これに基づき現場確認をいたします。

4. 取得財産等の処分について

取得財産等を耐用年数期間内に処分する場合は、「取得財産等の処分承認申請書（STM 様式 9 号）」を提出していただきます。（助成金により取得されていますので勝手に処分できません）

※耐用年数期間内に処分する場合は、助成金の全額又は一部返還を求められる場合がありますのでご注意ください。